回答書

- 1. 工事番号 播管第25号 2. 工事名 播但連絡道路 道路維持修繕工事(舗装修繕工事第4工区) 3. 工事場所 朝来市 岩津 地内

番号	図面番号	質問内容	回答
1		単価適用地区は、養父が採用されていると考えてよろしい でしょうか。	単価適用地区は養父を採用 しています。
2	作業等) 3)施工 時間は除も含で 制・解除も含で機関・・・エむ。」及 関・・・エむ。」及 関・・・・進。」及 で機円に、 の で機円に、 の で の の の の の の の の の の の の の の の の の	積算基準の運用(積算参考資料 I) 57頁 第7章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算「5.現道工事において、所轄警察署等から規制時間帯を9~17時と時間的制約条件を付されることにより、工種全体にわたり、継続的に作業が制限され、通常の作業時間を確保することが出来ない場合に、労務費の補正を行うものとする。ただし、規制が一時的な場合や、規制の有無に関わらず実施可能な作業が他にある場合などはこの限りではない。」及び「例)所轄警察署等から規制時間帯を9~17時時間的制約条件(8時間)を付された場合は、休憩時間1時間を見込み、作業時間を7時間00分(時間的制約時間内の規制に要する準備・片付け時間30分を含む)として補正割増係数を摘要(交通誘導警備員の補正割増は行わない。)」と記載があります。また、「2.工事着手後、関係機関・自治体等から時間的制約条件を付された場合は、監督職員との協議事項とし、設計変更等において適正に対処するものとする。」とあります。	ていません。 契約後、必要に応じ条件の
3	C時間的制約の	特記仕様書 6頁 第18条(舗設作業等)「3)施工時間は交通規制・解除も含め9時~17時までとする。」の場合、 土木工事標準積算基準書(共通編) 第8章 時間的制約を受ける公共工事の積算 3)設計労務単価の補正割増し イ)「通常勤務すべき時間帯(8時~16時)内において作業時間に制約を受ける場合の設計労務単価」に該当すると思われますが、協議等で変更の対象になると考えれば宜しいでしょうか。発注者の考え方をお聞かせ願います。また、適用できない場合、どのような条件下で「時間的制約を著しく受ける場合」となるのでしょうか。	本箇所は、補正割増は行っていません。 契約後、必要に応じ条件の確認協議等を行ったうえで半断します。
4	施工第0-0011, 14,17号内訳表 E未供用区間の 補正=2 未供 用区間 につい て	見積条件が未供用区間ですが、施工場所区分の工事種別をみると、維持修繕工事:維持修繕工事に伴う区画線工事は供用区間とあり、未供用区間の定義を建設物価調査会に確認すると記載の通り、バイパス新設などは未供用区間の区画線工事となり、維持修繕工事での施工は供用区間との回答でした。また、特記仕様書 6頁 第18条(舗設作業等)「1)工事区間の切削オーバーレイ工事とし、切削一即日舗装(区画線含む)仕上げとする。」と記載あります。 ハイパス新設であれば時間に拘束なく作業が出来る条件になり、本工事では復旧のために決められた時間内に作業が必要となることから、供用区間の条件に相当しますとのことです。 協議等で変更の対象になると考えれば宜しいでしょうか。発注者の考え方をお聞かせ願います。	誤りです。 契約後変更します。
5	見積参考資料 規制車(8h) 2t 31,300円/台日 について	採用単価には、運転手、燃料費も含まれた条件と考えれば宜しいでしょうか。	含まれています。